

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第三十三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「又は身体障害者更生相談所若しくは知的障害者更生相談所において福祉に関する相談等の業務に従事する職員」を削る。

第六条の二第三項の表4の項を次のように改める。

4 第四号の業務	三千円（人事委員会が定める 場合にあつては、三千四百円 ）
-------------	-------------------------------------

別表第一吉野土木事務所天川駐在所から黒滝村立学校給食共同調理場までの項中「平谷小学校」を「十津川第二小学校」に改め、同表畜産技術センター研究開発第二課から

野迫川小学校	吉野
西川第一小学校	吉野
下北山小学校	吉野

上北山村立学校給食センターまでの項中

郡野迫川村大字北股	野迫川小学校	吉野郡野迫
郡十津川村大字永井	下北山小学校	吉野郡下北
郡下北山村大字寺垣内		

川村大字北股

山村大字寺垣内

に改め、同表瀬駐在所及び西川第二小学校の項中

瀬駐在所

吉野郡十津川村大字神下

を

瀬駐

西川第二小学校

吉野郡十津川村大字出谷

在所

吉野郡十津川村大字神下

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。